

## 青梅市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

### (目的および設置)

第1条 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会の第四次地域福祉活動計画に規定する新規事業等の取り組みの検証と推進を図るため、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる者につき、会長が委嘱する委員7人をもって構成する。

- (1) 知識経験者 1人
- (2) 社会福祉団体・施設の代表 4人
- (3) ボランティア・NPOの代表 2人

2 この委員会に委員長および副委員長を置く。委員長及び副委員長は委員が互選する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、第四次地域福祉活動計画における計画実施期間とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

### (報告)

第5条 委員会の事務局は、事業の検証と推進に関する会議結果を社会福祉協議会役員会に報告するものとする。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、青梅市社会福祉協議会内に置く。

### (その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

### (実施期間)

第8条 この要綱の実施期間は、平成24年9月1日から平成29年3月31日までとする。